

入札公告

次のとおり事前審査型一般競争入札を行いますので公告します。

令和4年8月8日

社会福祉法人宇和島福祉協会
理事長 上甲 カズ子

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 障害者支援施設 豊正園 新築工事
- (2) 工事場所 宇和島市三間町大藤
553、554、555、556-1、556-2、558-1、559-1、560、561、563、564、566
- (3) 工事概要
用途：障害者支援施設
構造：木造平屋建て一部2階建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て
延床面積：2,388.04 m²
その他：
- (4) 工事期間 工事請負契約の成立の翌日から令和5年3月31日（延長の可能性あり）
- (5) 予定価格 ￥1,046,000,000－（税抜き）
- (6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が2者であり、任意かつ自主的に結成された者であること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

ウ 入札日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 次に掲げる公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

商 号 株式会社 松浦設計

所在地 愛媛県宇和島市丸之内 5-9-5

カ この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 建築一式工事について、愛媛県の建設業者格付け事務取扱要領(平成 11 年 3 月 23 日土第 381 号)第 5 条の規定による建設業者格付結果通知(令和 3・4 年度に係るもの。以下「格付結果通知」という。)の格付けが A 等級の者であること。

ケ 前年度又は前々年度に完成した愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点(完成検査時の評価による工事成績評定点とする。以下同じ。)の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが 65 点未満の者でないこと。

コ 建築工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受け、宇和島市、鬼北町、松野町に許可を受けている本店を有する者であること。

サ 入札日から起算して過去 15 年間に、次の要件を全て満たす建築物(倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。)に係る建築主体工事(新築工事、増築工事又は改築工事に限る。以下同じ。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての施工実績(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(コリンズ)に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了(工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。)したもの(以下「コリンズに登録されたもの」という。)に限る。)を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成 16 年 4 月 1 日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造及び木造で、延床面積 500 m²以上の建築物であること。

(イ) 建築物に係る請負金額が 2,500 万円以上であること

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること

(ア) 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。

(イ) 代表者である構成員と入札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 入札日から起算して過去 15 年間に、サに規定する要件を全て満たす工事に従事した経験

(当該工事の工期の2分の1以上を占め、サに規定する内容を施工する期間従事した経験に限る。また、従事役職は監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人とする。)を有すること。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 2 (2) イエオカキまでに掲げる要件

イ 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱(平成17年告示第12号)に基づく入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

ウ 入札日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年告示97号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 建築一式工事について、資格者名簿に登載された格付けがA等級の者であること。

オ 建築工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受け、宇和島市に許可を受けている本店を有する者であること。

カ 入札日から起算して過去15年間に、次に掲げる要件を全て満たす建築物(倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。)に係る建築主体工事(新築工事、増築工事又は改築工事に限る。以下同じ。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての施工実績(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(コリンズ)に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了(工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。)したもの(以下「コリンズに登録されたもの」という。)に限る。)を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 建築物に係る請負金額が2,500万円以上であること

キ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。

(イ) 代表者である構成員と入札日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 入札日から起算して過去15年間に、カに規定する要件を全て満たす工事に従事した経験(当該工事の工期の2分の1以上を占め、カに規定する内容を施工する期間従事した経験に限る。また、従事役職は監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人とする。)を有すること。

(4) 代表者以外の構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

(5) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまで

の間。

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間。

3 入札参加資格の入札前の確認(以下「事前確認」という。)

(1) この入札に参加を希望する者は、次の申請書類を当法人理事長に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出日時及び提出方法

ア 提出期限 令和4年8月15日(月) 17:00まで

イ 提出場所 社会福祉法人宇和島福祉協会
宇和島市御幸町一丁目2番8号

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参による。

(4) 入札参加資格の確認

宇和島社会福祉協会の審議を経て入札参加資格を確認し、その結果を令和4年8月18日までに申請者に郵送にて通知する。

(5) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。なお、(1)の確認を受けずに当該入札に参加しようとした者は、入札書を無効とし、開札しない。

4 入札説明書の掲示及び交付等

(1) 交付期間

令和4年8月8日(月)から令和4年8月26日(金)まで

(2) 交付場所

社会福祉法人宇和島福祉協会 宇和島市御幸町一丁目2番8号

(3) 設計書、図面及び仕様書については、(1)に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより配布又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書及び設計書について質問がある場合は令和4年8月8日(月)から令和4年8月19日(金)までの間に、質問事項を記載した書面を下記へ持参、郵送又はFAX、電子メールにて提出すること。

社会福祉法人宇和島福祉協会 担当 山口

宇和島市御幸町一丁目2番8号

電話番号 0895-23-2940

FAX番号 0895-23-2941

メールアドレス yamaguchi@u-fuku-kyo.com

(5) (4)の質問に対する回答は、令和4年8月19日(金)から令和4年8月23日(火)までの期間に質問者へ回答する。

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札日時

令和4年8月29日(月) 10:00

(2) 入札及び開札の場所

北宇和郡松野町豊岡 4606 番地 フレンドホーム桜ヶ丘 7 番館 2 階 (宇和島福祉協会)

(3) 入札書の提出方法

(1) に掲げる日時に社会福祉法人宇和島福祉協会に持参により提出すること。

(4) 入札方法

ア 入札回数は1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる者とする。)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って入札を行った者とする。ただし、本件入札において最低制限価格を適用しているため、最低制限価格を下回った入札を行った者は失格とする。

7 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 3(5)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知する者とする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、当法人理事長に対して書面により説明を求めることができる。この場合、(1)の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日並びに祝日(以下「休日」という。))を含まない。)以内の受付時間中(午前9時から午後5時までをいう。)に当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、(2)の書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により行う。

(4) (2)の書面の提出先は社会福祉法人宇和島福祉協会とする。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は、免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、発注者が認めた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を入札書と併せて提出すること。

イ 工事費内訳書は、指定の様式にて作成すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、適正な見積もりがなされているか確認するための資料として提出を求める者であり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに入札に関する条件に違反した者の違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

社会福祉法人宇和島福祉協会 担当 山口

〒798-0013 宇和島市御幸町一丁目2番8号

電話番号 0895-23-2940

F A X 番号 0895-23-2941

(7) その他

詳細は入札説明書による。